

市民相談日程表（2月分）

鎌倉市役所 Tel 23-3000（代表） 平日8:30~17:00

相談名称	相談内容	相談日時		相談場所	相談担当者	申込方法	担当窓口		
行政相談	国の行政等についての相談	3	火	13:00~16:00	市役所 ※	行政相談委員	随時		
法律相談	法律的な問題（相続、借家、借地等）についての相談 問題解決のきっかけとしていただくことから、同一案件での相談は1回限りとなります。	6	13	20	27	金	09:00~16:00	市役所 ※	弁護士 予約制 ・相談日の1週間前から受付 ・受付日が祝・休日に当たる場合は、その前開庁日から受付 ※は、面談・電話の選択可
		10	24			火			
		3	17			火	17:30~20:00	市役所 ※	
		4				水	10:00~16:00	深沢支所	
		今月はありません			大船支所				
		18				水	10:00~16:00	腰越支所	
		25				水	10:00~16:00	玉縄支所	
		19				木	9:30~16:30	市役所 ※	
		18				水	09:00~16:00	市役所 ※	
		17				火	09:00~16:00	深沢支所	
税務相談	土地の売買、相続、贈与等の税金についての相談	19				木	09:00~16:00	腰越支所	税理士
		20				金	09:00~16:00	大船支所	
		24				火	09:00~16:00	玉縄支所	
司法書士相談	土地の売買、相続等に伴う登記、成年後見制度等の手続きについての相談	17				火	13:00~16:00	市役所 ※	司法書士
行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書等の書類作成の支援、契約書類の作成等についての相談	25				水	13:00~16:00	市役所 ※	行政書士
不動産相談	不動産についての相談	12				木	14:00~16:00	市役所 ※	専門の相談員
マンション管理相談	マンション管理（マンションの修繕や管理規約の改正、理事会運営等）についての相談	5				木	13:00~16:00	市役所 ※	マンション管理士
建築の紛争予防等に関する相談	建築及び開発行為に係る紛争の予防及び調整についての相談	9	16			月	09:00~16:00	市役所 ※	建築等紛争相談員
おくやみコーナー	ご家族などを亡くされた後の手続きの相談	月	～			金	09:00~15:40	市役所	職員
消費生活相談	消費生活（商品やサービスの契約トラブル等）についての相談	月	～			金	09:30~16:00	消費生活センター（市役所）	消費生活相談員
女性相談	女性の生き方や家庭、地域、職場等で女性が持つ悩みについての相談	月	～			金	10:00~13:00	市役所	女性相談員
							14:00~16:30		
人権相談	人権に関する悩みごとについての相談	3	17			火	13:00~16:00	市役所	人権擁護委員

◆◆◆◆◆日程や内容は変更になる場合があります。お問い合わせは各相談の担当窓口までお願いします。◆◆◆◆◆

暮らしと福祉の
相談窓口
61-3864

おくやみコーナー
61-3833

消費生活センター
24-0077

地域共生課
23-9311
(相談専用)

地域共生課
61-3870